

都市計画道路事業〔国道2号線 米田平荘線〕の施行について

都市計画道路国道2号線及び米田平荘線については、平成30年7月30日付け近畿地方整備局告示第122号に基づき事業を実施しています。施行する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、平成30年7月30日以降、右図の事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意ください。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご紹介ください。

平成30年8月

兵 庫 県

記

1. 都市計画事業の種類及び名称

- 東播都市計画道路事業 3. 4. 3号 国道2号線
- 3. 4. 148号 米田平荘線

2. 施行日

平成30年7月30日 ～

3. 設計の概要

- 国道2号線 延長670m 幅員12m 車線数2車線
- 米田平荘線 延長230m 幅員10m 車線数2車線

4. 施行者の名称

兵 庫 県

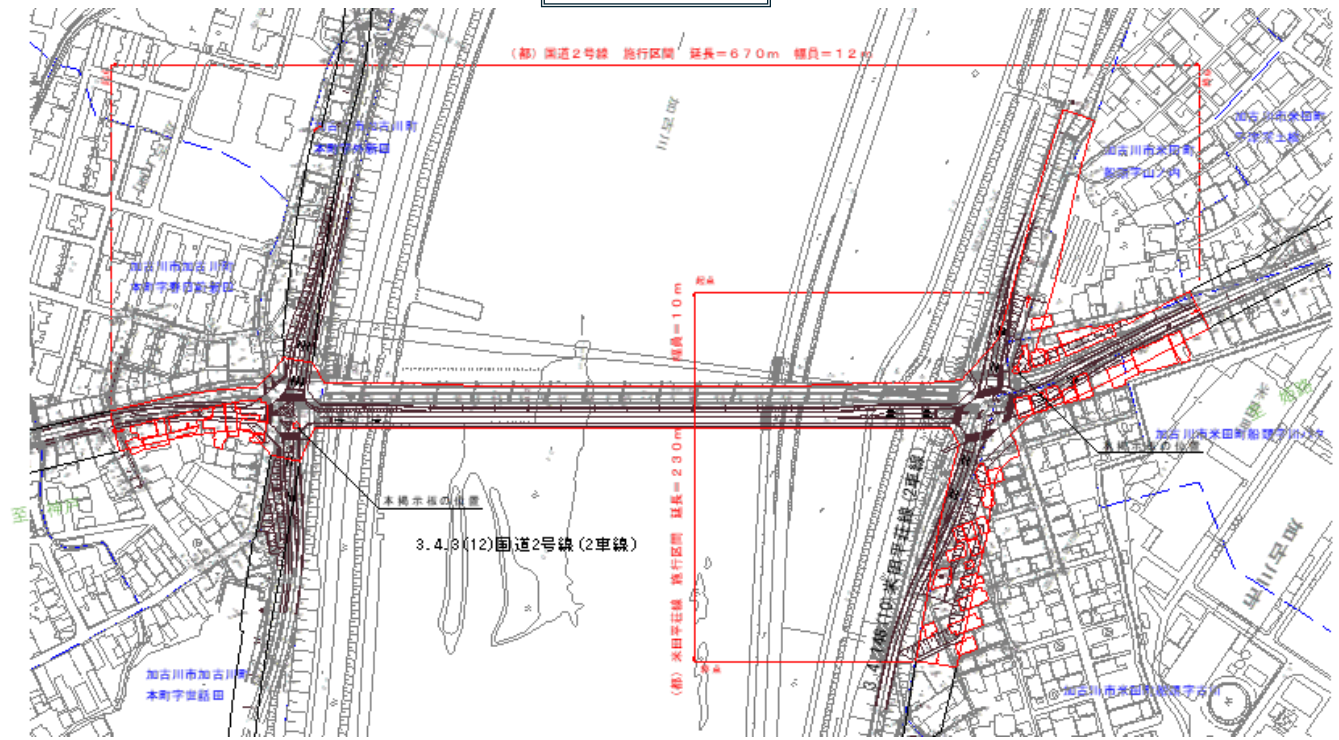
5. 事務所の所在地及び名称

- 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
- 兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所
- (担当課) 道路第1課 電話 (079) 421-9344
- 用地第1課 電話 (079) 421-9630

6. 事業地の所在

兵庫県加古川市加古川町本町字春日新田及び字外新田、米田町船頭字山ノ内、字川バタ及び字古川並びに米田町平津字土橋地内

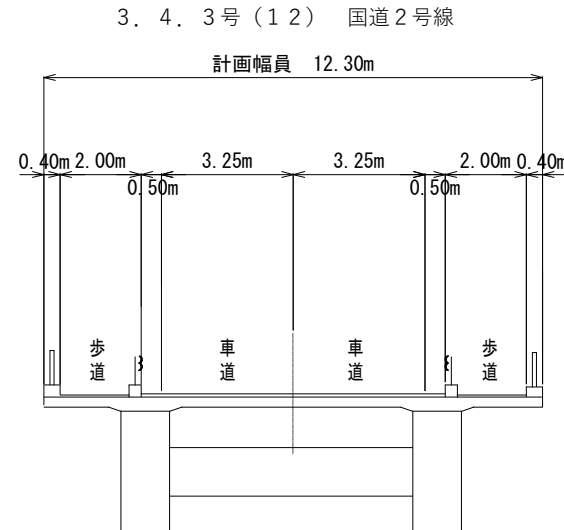
平面図



凡例・・・朱線部分内は、今回実施する事業地です。

縮尺 = 1 : 1 0 0 0

横断面図



3. 4. 3号(12) 国道2号線